

妊娠中の方（R4.4.1以降に出産した方も含む）を対象に、
『出産』 応援給付金 《5万円》
を給付します。

妊婦の方が安心して出産・子育てができるよう、
5万円の【経済的支援（現金給付）】を行います。
給付には、**妊娠届出時の面談実施**と、
申請書類の提出が必要です。



静岡市WEBページ



【給付の対象となる方】と【申請手続き】

（1）【R4.4.1以降】に出産された方（妊娠届出時の面談済）

▶ R5.2月下旬、静岡市より、申請書類をお送りします。

記載例を参考に記入を行い、口座情報が確認できるもの（キャッシュカード・通帳の写し等）と併せ、同封の返信用封筒にて申請して下さい。

※『子育て』応援給付金については別封筒で送付

（2）【R5.2.27現在】妊娠中の方（妊娠届出時の面談済）

▶ ① R5.3.31までに出産予定の方

こんにちは赤ちゃん訪問時、『子育て』応援給付金と併せ、
『出産』応援給付金についても申請手続きをご案内いたします。
出産後、母子健康手帳に綴じ込みがされている出生連絡はがきを
ご提出ください。

※訪問員が口座情報の確認を行うため、通帳等の写しの提出は不要です

▶ ② R5.4.1以降に出産予定の方

R5.4月頃、静岡市より申請書類をお送りします。
記載例を参考に記入を行い、口座情報が確認できるもの（キャッシュ
カード・通帳の写し等）と併せ、同封の返信用封筒にて申請して下さい。

※出生届出のタイミングにより、R5.3月に出産された方にもご案内が郵送される
場合があります

（3）【R5.2.27以降】妊娠届出を提出予定の方

▶ 保健福祉センターでの窓口面談時、申請手続きをご案内します。

窓口にて申請書類を記入し、そのままご申請ください。

支払い処理に際し、口座情報の確認が必要であるため、妊娠届出の提出
時には、口座情報の確認ができるもの（キャッシュカード・通帳等）を
お持ちください。

※出産応援給付金は、流産・死産された方等も対象となります。
詳細については、本市WEBページをご覧ください。

よくある質問

Q. 妊娠届出時の面談とはどのようなものですか。

- A. 母子健康手帳の交付時に行う面談です。
産科医療機関による妊娠判定後、医療機関から発行された妊娠届出書をお近くの保健福祉センターに提出して下さい。
面談の実施、母子健康手帳等の交付と併せ、『出産』応援給付金の申請手続きをご案内します。

◆城東保健福祉センター	葵区城東町24-1	054-249-3180
◆東部保健福祉センター	葵区千代田七丁目8-15	054-261-3311
◆北部保健福祉センター	葵区昭府二丁目14-1	054-271-5131
◆藁科保健福祉センター	葵区羽鳥本町5-10	054-277-6712
◆南部保健福祉センター	駿河区曲金三丁目1-30	054-285-8111
◆長田保健福祉センター	駿河区鎌田574-1	054-259-5112
◆大里保健福祉センター	駿河区中野新田57-5	054-288-1111
◆清水保健福祉センター	清水区渋川二丁目12-1	054-348-7711
◆蒲原保健福祉センター	清水区蒲原721-4	054-385-5670

Q. 所得制限等がありますか。

- A. 所得制限等はありません。

Q. 双子を妊娠しました。10万円を受け取ることはできますか。

- A. 『出産』応援給付金は、5万円の給付となります。
なお、多胎妊娠の場合、産後に給付される『子育て』応援給付金は、《5万円×出生児数》分が給付されます。

Q. 夫や同居の家族が申請を行うことは可能ですか。

- A. 給付要件として、妊娠届出時の面談が定められているため、面談を実施した妊婦本人が申請を行ってください。

Q. 給付金の振込口座を、夫名義のものとしてよいですか。

- A. 振込口座は、面談を受けた妊婦名義の口座を原則とします。
やむを得ない場合には、委任状の提出により対応します。

Q. 今後、転出（転入）を予定しています。申請手続きは、転出前の自治体と転出後の自治体、どちらにすればよいですか。

- A. 原則、申請時点で住民票を置いている自治体へ申請を行ってください。申請を行う自治体において、面談が実施されていない場合には、別途面談等を実施していただく必要があります。
なお、転出前と転出後の両自治体からの給付を受けることはできません。

お問い合わせ先

静岡市役所 子ども未来局 子ども家庭課 母子保健係

電話：054-354-2647

メール：kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp